

薬局業務研修会



地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 の役割と認定基準について

京都府薬剤師会 常務理事 中林 保



令和4年5月15日(日)

Web開催



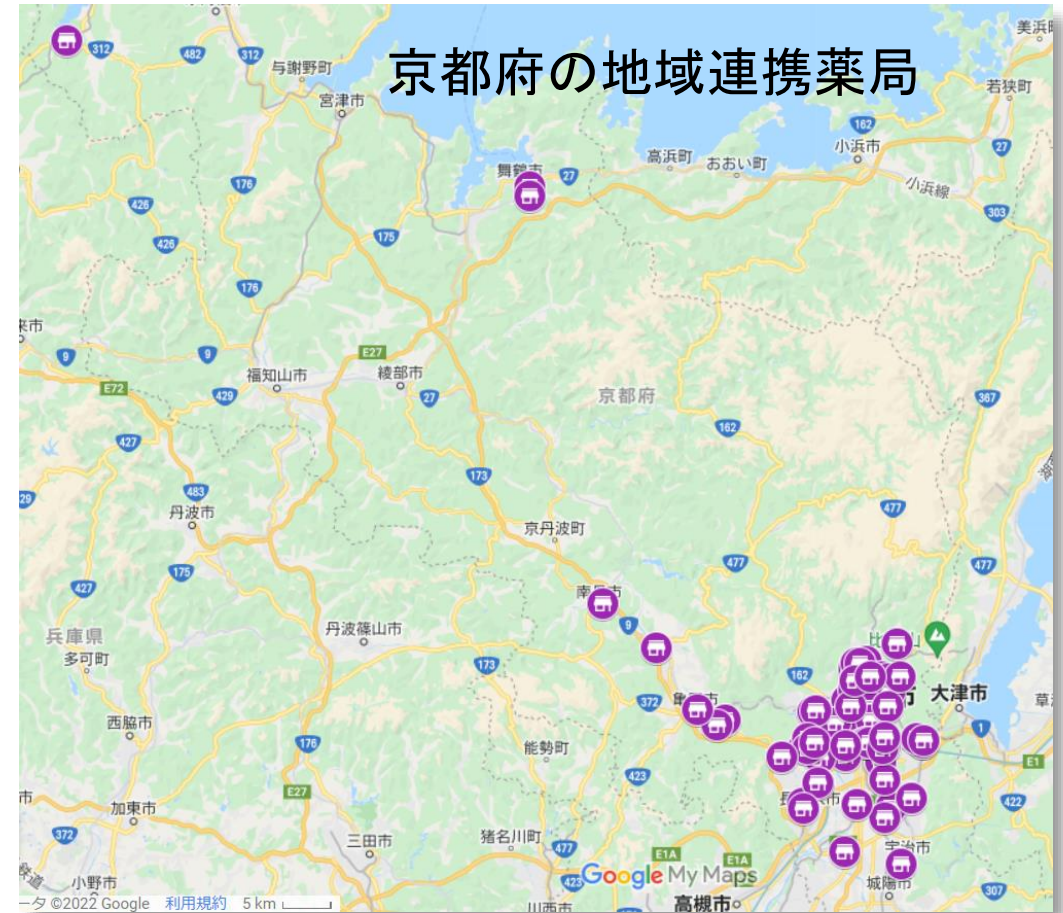
Kyoto Pharmaceutical Association

今日の内容

1. 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の役割について
2. 認定基準について



1. 地域連携薬局、 専門医療機関連携薬局 の役割について





健康サポート薬局



地域連携薬局



専門医療機関
連携薬局



改正薬機法における 「薬局」の定義

薬剤師が販売又は授与の
目的で調剤の業務を行う
場所
(医薬品の販売業を併せ
行う場合はそれに必要
な場所を含む)

薬剤師が販売
又は授与の目
的で調剤の業
務を行う場所

並びに

薬剤及び医薬品
の適正な使用に
必要な情報の提
供、指導を行う
場所

医薬品の販
売業に必要な
場所を含む

改正薬機法における

薬局

全て医薬品の供給施設



Kyoto Pharmaceutical Association

認定薬局の役割

地域連携薬局（薬局ビジョン：かかりつけ薬剤師・薬局機能に対応する薬局）

- ◆ 外来受診だけでなく、在宅医療への対応や入院退院時を含め、他の医療提供施設と服薬情報の一元管理・継続的な情報連携に対応できる薬局
- ◆ 他の医療提供施設（医療機関、薬局）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要
- ◆ 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の供給や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、**他の薬局の業務を支えるような取組も期待**

専門医療機関連携薬局（薬局ビジョン：高度薬学管理機能に対応する薬局）

- ◆ がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、**より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局**（今回規定した「がん」であれば、**がん治療に関わるがん診療連携拠点病院等との連携**）
- ◆ 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うたえに必要な研修等に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう**他の薬局の業務を支えるような取組も期待**





地域連携薬局 京都府作成チラシ



京都府

地域連携薬局

ご存じですか？

夜間・休日対応

プライバシーに配慮した相談窓口

在宅医療対応

医療施設・介護施設との連携

地域連携薬局に関する詳細は裏面をcheck!

地域連携薬局は、あなたの明日を支えます

- **じっくりお薬のことを相談したい方**-----
地域連携薬局には、プライバシーに配慮した、座って相談できるスペースがあります。問いを気にせずゆっくり相談することができます。
- **車いすの方**-----
地域連携薬局は高齢者・障がいのある方等に配慮した構造となっており、車いすでも利用できる構造となっています。
- **病気で自宅療養と入院退院を繰り返す方**-----
地域連携薬局は医療機関と連携して入院前の状況を伝えてくれます。退院時も病院と連携して、伝えなければいけないこと[※]をしっかりと引継ぎしてもらえます。
※アレルギーの起こった薬やおわなかつたお薬のこと、他でかかっているお医者さんからもらった薬のことなど
- **自宅や介護施設療養されている方(通院が難しい方)**-----
地域連携薬局は薬剤師による自宅・施設の訪問(在宅訪問)に対応しており、通院ができなくなった方の自宅等に行って説明・薬のお返しをします。また、薬を選りだけでなく、飲むタイミングごとに薬を整理したり、残ってしまった薬の整理(再利用できるものと捨てるものの整理等)も行ってもらえます。他にも、介護等に必要の医療機器や衛生材料も取り扱っています。
- **休日・夜間でも相談・対応できる薬局を知りたい方**
妊婦、乳幼児を看護している方/家族で同じ薬局を使いたい方
地域連携薬局は休日・夜間も電話相談対応を受け付けているので、夜間に薬のことで急に困ったことが発生したり、不安なことが起きた場合に相談を受けてもらえます。

地域連携薬局とは？

外来通院時や入院・退院時、自宅や介護施設で医療を受けられる際の訪問対応まで、地域の病院や診療所、介護施設、他の薬局等と協力し、安心して切れ目ない薬物治療を受けられるように患者さんを支えていく薬局のことです。

特徴

- プライバシーに配慮した相談窓口
- 夜間・休日対応
- 在宅医療対応
- 医療施設・介護施設との連携

こんな方に

- 高齢者の方
- 妊婦の方・乳幼児の方
- 通院が困難な在宅療養者の方



地域連携薬局の検索方法

● 地域連携薬局の検索方法

下のQRコードを読み込んで、地域連携薬局一覧をクリック



<http://www.pref.kyoto.jp/yakumu/ninteyakkyoku.html>

● 京都府業務課HPから検索する場合

- 1 検索エンジンで「京都府 業務課」を検索
京都府 業務課 検索
- 2 京都府業務課HP (薬と健康を考える)内で下のページを開く
> コンテンツメニュー
> 薬局関係
> 認定薬局等
> 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局(認定薬局)
- 3 地域連携薬局一覧をクリック

2. 認定基準について



1. 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備

地域連携薬局

利用者が**座って**情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けられることができる、**間仕切り等**で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること

専門医療機関連液薬局

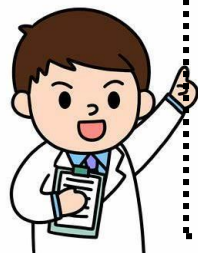
利用者が**座って**情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けられることができる**個室その他**のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること



1. 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備

認定基準適合表

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第1項第1号） <ul style="list-style-type: none">・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	別紙（1）のとおり
---	---	-----------



- ・ 聴覚面での配慮がわかりにくい
- ・ 例えばテレビやBGMのボリューム、音で聞こえないよう配慮している等

利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備

別紙 1

相談窓口の写真を添付してください。

相談窓口の設置場所がわかりにくい場合は、待合室と相談窓口の位置関係がわかる写真なども併せて添付してください。

※写真では説明が難しい場合は、欄外等にその内容を記載してください。



2. 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備

2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第1項第2号） ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input checked="" type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した具体的な構造（入り口の段差は、薬局スタッフ）	別紙（2）のとおり
---	---	-----------

- ・ 写真で車いすで入口から相談窓口までの移動する動線がわからない場合がある。この場合、平面図や要所がわかる写真を添付すること。
- ・ 手すりにこだわる必要はない。
- ・ 車いすでの利用に支障がないこと。



高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備

別紙2

薬局の外観や待合室の写真の他、選択した項目に関する写真を添付してください。

図面・写真等

「車いすのまま服薬指導が受けられることが前提となります。」

3. 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加

3	<p>地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第2項第1号）</p> <p>※過去1年間に参加した会議をチェックすること</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 (主催者： _____ , _____)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 退院時カンファレンス (医療機関の名称： <u>京都府薬前病院</u> , _____)</p> <p><input type="checkbox"/> その他の会議 (具体的な会議の名称： _____ , _____)</p>
---	--



※原則として次の会議が対象。WEB参加可

- ・ 地域ケア会議、サービス担当者会議、退院時カンファレンス
- ・ 上記3つの会議以外は記入しないこと。

専門医療機関連液薬局

3. 専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議への参加

薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するためにがんに係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること

3 ・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加（第3項第1号）

・前号の医療機関
体制（第3項第

主な連携先の

名称①：

所在地①：

名称②：

所在地②：

会議の名称：

**医療機関が開催する連携等会議(研修会)ではない。
患者個別の治療方針共有 の医療機関が開催する
「がん」に関する会議(カンファレンス等)のこと。**



5. 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績

薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均30回以上報告及び連絡させた実績があること

ただし、例えば次のものは実績には含まれない。

- ・医療機関から行われる利用者の検査
- ・利用者の情報を含まない医療機関及び
- ・服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載
- ・**薬剤師法第24条に基づく疑義照会**

回数だけが目的ではない。
薬局薬剤師が必要性を判断し、適切な内容を情報提供することが前提となる。薬局を信じる。

元厚労省 安川企画官

添付資料：報告及び連絡した際の資料(情報提供文書等)



- ホーム
- 研修会のご案内
- 生涯学習関連
- 各種届出用紙
- 法改正に伴うマニュアル・薬局内掲示物のひな形等
- 薬業連携関連
- メールマガジン登録
- 健康サポート薬局
- 後発医薬品安心使用促進



- ホーム
- 研修会のご案内
- 生涯学習関連
- 各種届出用紙
- 法改正に伴うマニュアル・薬局内掲示物のひな形等
- 薬業連携関連
- メールマガジン登録
- 健康サポート薬局

サイト内検索

検索するキーワードを入力してください。



薬業連携関連

■ 服薬情報提供書(トレーシングレポート)

- 2022/01/11 入退院時薬業連携に関する上京薬剤師会での伝達講習および第二日赤の取り組み説明会動画(参考)
- 2020/03/30 京都府病院薬剤師会ホームページ「薬局薬剤師の方へ」へリンク(フォローアップシート・トレーシングレポート様式等)
- 2019/08/29 京都府立医科大学附属病院 「レンビマ」に係るテレフォン・フォローアップについて(依頼)
- 2018/08/29 洛和会音羽病院 薬剤部HPへリンク
- 2018/08/29 京都府立医科大学附属病院 薬剤部HPへリンク





京都府病院薬剤師会

— 京都府薬剤師会 病院診療所薬剤師部会 —

HOME

薬学生の皆様へ NEW

薬局薬剤師の方へ

病院薬剤師の方へ

京病薬 概要

→ 京都健康医療よろずネットで病院を調べる

薬局薬剤師の方へ

- 2020/05/13 京都府病院薬剤師会作成 フォローアップシ
- 2020/02/27 様式3-① フォローアップシート 抗がん薬 E
- 2020/02/27 様式3-② フォローアップシート オピオイド
- 2020/02/27 【記入例①】様式3-① フォローアップシート
- 2020/02/27 【記入例①】様式3-② フォローアップシート
- 2020/02/27 【記入例②】様式3-① フォローアップシート
- 2020/02/27 【記入例②】様式3-② フォローアップシート
- 2020/01/21 様式1-① トレーシングレポート W
- 2020/01/20 様式2-① 薬物療法サマリー W

様式3-①
報告日: 2019年11月24日

FAX送信先: ●●●●●● FAX番号: 075-999-999

フォローアップシート: 抗がん薬

処方せん発行日: 2019年11月17日	保険薬局 名称・所在地
処方薬: 消化器外科 ●●●● 先生	東山薬局
患者ID: 256-403-7519	電話番号: 075-111-111
患者氏名: 早 安子	FAX番号: 075-222-222
生年月日: 1960年10月23日	担当薬剤師名: ●●●●

この情報を伝えることに対して患者の同意を 得た 得ていない
 患者は主治医への報告を拒否していますが、治療上重要だと思われるので報告いたします。

1. 服薬状況 (服薬開始後の対応薬剤名: ゼロダ)
 良好 やや不良 不良 ※良好以外の場合、「その他」の欄に理由を記載してください。
2. 副作用の状況 ("なし"または"あり"に○を付け、各項目を詳細してください)
 ● 発熱 (なし) あり
 【特記事項】
 ■ 呼吸困難 (なし) あり
 Grade1 中等度の労作に伴う息切れ
 Grade2 極めて軽度の労作に伴う息切れ
 Grade3 安静時の息切れ
 ■ 倦怠感 (なし) あり
 Grade1 だるさがある、または元気がない
 Grade2 身の回りの日常生活動作が制限される
 Grade3 身の回りの日常生活動作が制限される
 ■ 嘔吐 (なし) あり
 Grade1 24時間に1~2エピソードの嘔吐
 Grade2 24時間に3~5エピソードの嘔吐
 Grade3 24時間に6エピソード以上の嘔吐
 ■ 口内炎 (なし) あり
 Grade1 わずかな症状で摂取に影響なし
 Grade2 症状があるが、食べやすく加工した食事を摂取できる
 Grade3 症状があり、十分な栄養や水分の摂取ができない
 ● 発疹・皮膚症状 (なし) あり
 【特記事項】 ※部位、症状など
3. その他 (治療上の悩みや不安、服薬状況・副作用の経過、処方・投与回数など)
 ゼロダの副作用のため、前已有新で休薬していた期間がありました。手足麻痺は、手足Grade1、足趾はGrade2と評価しています。手足麻痺の症状と訴えが強いので外来受診を勧めたいです。皮膚科受診やゼロダの減量なども合わせてご検討・ご確認をお願いします。

※副作用がGrade3以上の場合など、必要に応じて外来受診をお勧めください。 → 受診を勧めた

【シート作成のポイント】
内服薬がゼロダのため、手足麻痺の項目を追加しています。

第1版 2019年12月15日 (一社) 京都府薬剤師会



→ ホーム

→ 研修会のご案内

→ 生涯学習関連

🌟 サイト内検索

検索するキーワードを入力してください。

🌟 地域医療委員会

訪問薬剤管理指導・居宅療養指導必要書類ひな形

薬学的管理
チェックリスト等

↓ その他

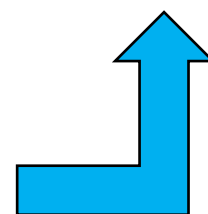
■ 薬学的管理・指導用チェックリスト等

- 2019/05/14 吸入チェックリスト サンプル PDF
- 2019/05/14 pMDI(エアロチャンバープラス使用)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 pMDI(オープンマウス法)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 pMDI(クローズドマウス法)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 アズマネックスツイストヘラーの説明手順・吸入評価項目 PDF

■ 薬学的管理・指導用チェックリスト等

- 2019/05/14 吸入チェックリスト サンプル PDF
- 2019/05/14 pMDI(エアロチャンバープラス使用)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 pMDI(オープンマウス法)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 pMDI(クローズドマウス法)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 アズマネックスツイストヘラーの説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 エリプタ(lilipia、エンラッセ、アノーロ、アニュイティ)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 ジェヌエア(エクリラ)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 タービュヘイラー(シムビコート、オーキシスなど)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 ディスカス(アドエアなど)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 ハンディヘラー(スピリーバ)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 ブリーズヘラー(オパレス、シーフリ、ウルティバ)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 メブチンリックヘラーの説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 スイングヘラー(メブチン)の説明手順・吸入評価項目 PDF
- 2019/05/14 レスピマット(スピリーバ、スピオルト)の説明手順・吸入評価項目 PDF

- 薬局業務委員会(診療報酬関連)
- 薬局業務委員会(業務関連)
- 医療安全委員会
- 地域医療委員会
- 実務実習委員会
- セルフメディケーション委員会
- 広報・出版委員会
- その他の委員会
- 他団体



6. 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制

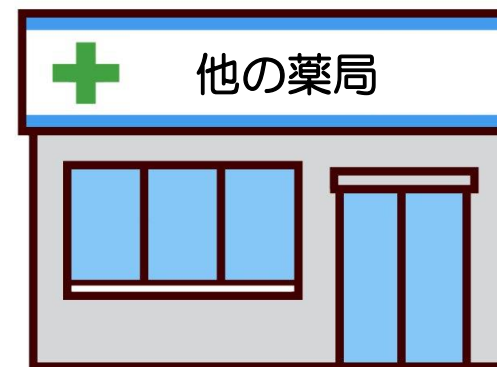
薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が**利用者**（当該薬局を利用するがん患者）の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること

添付資料：手順書の該当部分の写し

手順書には「患者さんのどのように同意を取って、他の薬局にどのように伝えるか」の内容が必要。



利用者の同意のもと情報提供



7 (6). 開店時間外の相談に対応する体制

- ・開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応できる体制を備えていること

7	開店時間外の相談に対応する体制（第3項第1号）	
	開店時間	平日 9:00 ~ 20:00 土曜 9:00 ~ 20:00 日祝日 休局 : ~ :
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 文書により交付 <input checked="" type="checkbox"/> 薬袋に記入	別紙（5）のとおり

- ・この体制について、利用者に文書により周知していること。

添付資料：周知に使用する文書（薬袋等）



8(7). 休日及び夜間の調剤応需体制

休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること



休日及び夜間における調剤を応需可能な体制について、構築、参加等していること。
例えば、地域で輪番制により対応している場合にはそれに参加していることが考えられる。
また、利用者に対しては、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと

[添付] 地域の調剤応需体制がわかる資料（輪番表の写し等）

地域の調剤応需体制

別紙6

薬局名	調剤応需時間	所在地	連絡先
〇〇薬局	00:00~24:00 (土日祝含)	〇〇市〇〇区〇〇〇〇 〇〇ビル	(XXX) XXX-XXXX
〇〇薬局	平日 9:00~20:00 土 9:00~15:00	〇〇市〇〇区〇〇〇〇	(XXX) XXX-XXXX
〇〇薬局	平日 9:00~20:00 土 9:00~20:00 日 9:00~18:00	〇〇市〇〇区〇〇〇〇	(XXX) XXX-XXXX
〇〇薬局	平日 9:00~20:00 土 9:00~18:00	〇〇市〇〇区〇〇〇〇	(XXX) XXX-XXXX



- ・ 輪番表について、地域の薬局の情報を列挙しているだけでは、体制を備えているにはならない。
- ・ これらを地域の薬局や医療機関に周知する必要がある。
- ・ 薬局の入り口に休日・夜間の調剤応需体制について掲示しているだけでは周知していることにならない。
- ・ 電話での相談だけではだめ、調剤の応需が必要。

9 (8). 在庫として保管する(がんに係る)医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制

在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制を備えていること

9	在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制 (第3項第3号)	
	医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所 の写し(該当部分)を添付	別紙(7)のとおり
(参考) 過去1年間の医薬品提供の実績 (<u>10</u>) 回		

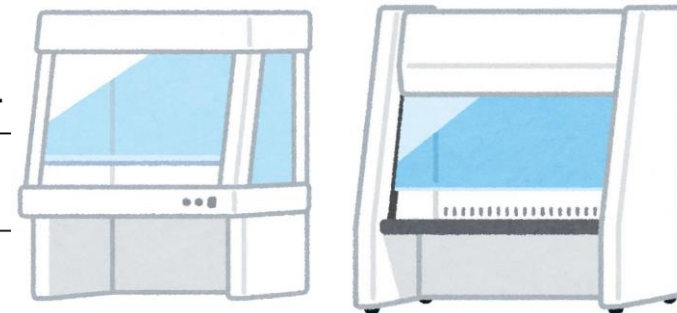
添付資料：手順書の該当部分の写し

地域連携薬局

11. 無菌製剤処理を実施できる体制

・無菌製剤処理を実施できる体制を備えていること

11	無菌製剤処理を実施できる体制（第3項第5号）	別紙（8）のとおり
	<p>※該当する項目をチェックすること</p> <p><input type="checkbox"/> 自局で対応</p> <p><input type="checkbox"/> 共同利用による対応</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 他の薬局を紹介</p> <p>薬局の名称：<u>京都府薬前薬局</u></p> <p>薬局の所在地：<u>京都市東山区・・・</u></p> <p>（参考）過去1年間の実績（<u>0</u>）回</p>	



添付資料：自局で対応：無菌製剤処理設備の図面、写真等
共同利用による対応：無菌製剤処理を提供する薬局との契約書の写し
他薬局を紹介する：当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤を紹介する手順書等の
該当部分の写し

13(11). 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制

地域連携薬局

- ・地域包括ケアシステムに関する研修を修了し常勤としてしている薬剤師の体制

- ・当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務しているものであること
- ・当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること



- ◆認定制度上は、次の薬剤師を常勤として取り扱う。
 - ・週当たり32時間以上の者
 - ・【育児等時短勤務の場合】週当たり勤務時間が24時間以上かつ週4回以上勤務する者
- ◆地域包括ケアシステムに関する研修とは、健康サポート薬局研修を指す。

地域連携薬局

- ・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制
- ・地域包括ケアシステムに関する研修を修了し常勤として勤務している薬剤師の体制

添付資料：該当する薬剤師の一覧（前号の一覧に研修修了の有無を追記）

研修の修了証（修了していない場合は各研修受講証明証3種（研修A、研修B及びeラーニング））の写し

第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧				別紙9
	常勤薬剤師氏名	免許番号	常勤勤務期間	健康サポート薬局 研修修了有無
1	府薬 花子	●●●●●	平成28年 4月～現在	有
2	京都 太郎	○○○○○	平成30年 8月～現在	無
3			年 月～現在	
4			年 月～現在	
5			年 月～現在	
6			年 月～現在	

※常勤薬剤師のうち、1年以上継続して勤務している者及び健康サポート研修を修了した者を全員記載してください。

各コピー
を添付可

研修会A

受講
証明書

研修会B

受講
証明書

eラーニング

受講
証明書

研修
修了証

コピー
を添付

研修修了証の交付申請は薬局薬剤師5年以上の実務経験



専門医療機関連液薬局

11. 傷病の区分に係る専門性を有する常勤として勤務している薬剤師の体制

添付資料：該当する薬剤師の一覧（前号の一覧に認定の有無を追記）
認定を受けたことを証する書類の写し

傷病(がん)の区分に係る 専門性の認定を行う団体

- ◆一般社団法人日本医療薬学会
・地域薬学ケア専門薬剤師(がん)
- ◆一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会
・外来がん治療専門薬剤師

第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧

別紙8

	常勤薬剤師氏名	免許番号	常勤勤務期間	がんに係る専門性 認定の有無
1	府薬 花子	●●●●●	平成28年 4月 ~ 現在	有
2	京都 太郎	○○○○○	平成30年 8月 ~ 現在	無
3			年 月 ~ 現在	
4			年 月 ~ 現在	
5			年 月 ~ 現在	
6			年 月 ~ 現在	



13. 地域の他の薬局に対する傷病の区分に係る専門的な内容の研修の実施

当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、がんの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること

グループ薬局だけを対象にする研修ではなく、地域薬剤師会と連携して行う研修が望ましい。

- ・「専門性を有する薬剤師」だけが地域で機能することではなく、「認定薬局」が地域で機能すること。
- ・専門性を有する薬剤師が自薬局でしっかり専門性を共有し、得られた専門性を自薬局の他の薬剤師が講師となり研修を行うことは可能。

14. 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること

- 当該薬局に勤務する全ての薬剤師が対象。
- 外部研修／内部研修は問わない。
- 計画書の研修タイトルで地域包括ケアの研修とわからないものがある。その場合、タイトルの上に地域包括ケア研修と記載いただくと分かりやすい。



添付資料：研修の実施計画の写し

令和〇年度〇〇薬局研修計画

別紙10

	テーマ	講師	備考
4月	薬事関連法規	〇〇	全勤務者対象
5月	調剤報酬	〇〇	
6月	新規収載医薬品	メーカー	
7月	地域包括ケアシステム	〇〇	全勤務薬剤師対象
8月	トレーシングレポート	〇〇	伝達研修
9月	全社研修	〇〇	全社研修
10月	医療安全	〇〇	
11月	疼痛管理	メーカー	
12月	検査値	〇〇	
1月	多職種連携	〇〇	伝達研修
2月	コミュニケーション	外部講師	全勤務者対象
3月	漢方薬	メーカー	
不定期	外部研修受講	〇〇	

15(14) 地域の他の医療提供施設に対する(傷病の区分に係る)医薬品の適正使用に関する情報提供

当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、(がんの)医薬品の適正使用に関する情報を提供していること



- ・新薬の情報、同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報を過去1年間のうち1回以上提供していること。
- ・承認された医薬品の一覧、採用している医薬品の一覧、患者個別の情報、患者向け情報は不適切。
- ・他の医療提供施設からどのような情報が必要とされているか、相談を。

添付資料：情報提供先とその内容の写し(1例)

認定申請の提出先

申請先	電話番号	薬局の所在地
京都府庁薬務課	075-414-4786	京都市
乙訓保健所	075-933-1241	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	0774-21-2198	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	0774-72-4302	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	0771-62-4754	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6382	福知山市
中丹東保健所	0773-75-1156	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	0772-62-1361	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

認定申請の前に事前相談を



健康サポート薬局

地域連携薬局

未病・予防



病 気 (在宅)



一連性のある「かかりつけ薬局」が求められる



おわりに

「患者のための薬局ビジョン」を
具体化した「地域連携薬局、専門医療機関連携薬局」
その整備と適正な配置が求められる。

住民が住み慣れた地域で医薬品を過不足なく、必要な
ところに、的確に、迅速に供給し、住民が医薬品を安心
して適正に使用できる体制を確保する。

「**かかりつけ**」として求められる姿。

